

意見等対応表

田原市国土強靱化地域計画（案）に対する意見

《東三河農林水産事務所》

頁	行	計画案	修正案	修正等の理由	対応
26	・ 39	<p>《産業・経済》 (豊川用水二期事業) ○ 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、引き続き事業を進めていく。【水資源機構】</p>	<p>《産業・経済》 (豊川用水二期事業) ○ 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、<u>残りの1/3が未対策となっているため引き続き整備を進めていく。</u> 【水資源機構】</p>	文章のつながり	ご意見のとおり修正
63	・ 75 ・ 76	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 5-7 食料等の安定供給の停滞 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 <関係団体の取り組みや意見> ● 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。<u>残り1/3の幹線水路については、平成28年1月の事業実施計画（変更）認可に向け、法手続きを進めているところである。</u>【農林水産事務所】</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 5-7 食料等の安定供給の停滞 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 <関係団体の取り組みや意見> ● 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。<u>残りの1/3が未対策となっているため平成28年度以降も引き続き整備を進めていく。</u> 【農林水産事務所】</p>	豊川用水二期事業の事業計画の変更が、平成28年1月に国に認可されたため	ご意見のとおり修正
81		<p>7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 <関係団体の取り組みや意見> ● 小塩津池は、水資源機構所有の農業用ため池であり、耐震性能が不足していることが判明した。池周辺には、優良農地が広がり、数多くのハウスや集落があることから、堤体が被災した場合、浸水域が家屋まで及び二次被害も心配される。<u>豊川用水二期事業に追加して整備を進めるため、平成28年1月の事業実施計画（変更）認可に向け、現在、法手続きを進めている。</u>【農林水産事務所】</p>	<p>7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 <関係団体の取り組みや意見> ● 小塩津池は、水資源機構所有の農業用ため池であり、耐震性能が不足していることが判明した。池周辺には、優良農地が広がり、数多くのハウスや集落があることから、堤体が被災した場合、浸水域が家屋まで及び二次被害も心配されるため<u>豊川用水二期事業に追加して整備を進めていく。</u> 【農林水産事務所】</p>	豊川用水二期事業の事業計画の変更が、平成28年1月に国に認可されたため	ご意見のとおり修正

38		<p>5-7 食料等の安定供給の停滞 ≪産業・経済≫ ● 豊川用水二期事業について、記載がない。</p>	<p>≪産業・経済≫ (豊川用水二期事業) ○ 豊川用水は、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として幹線水路の整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定であるが、残りの1/3が未対策となっているため引き続き整備を進めていく。 <u>【水資源機構】</u></p>	<p>豊川用水（約7割が農業用水として利用）の全面通水により全国屈指の農業地帯となったことから、大規模地震対策により農業用水の安定供給が図られる豊川用水二期事業について記載すべき。</p>	<p>ご意見のとおり修正</p>
----	--	--	--	--	------------------

田原市国土強靱化地域計画（案）に対する修正案

《事務局》

頁	行	計画案	修正案	修正等の理由
15	15	更に本市は、全国屈指の農業地帯でもあり、この地域が…	更に本市は、全国屈指の農業地帯でもあり、 <u>他の地域が被災した場合に食料の安定供給を行うという重要な役割を持っている。このため、平時からの産業基盤の強化に加え、この地域が…</u>	バックアップの観点の記載を追加
19		(避難地・避難路等の整備) ○ 津波到達までに時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド）を整備する。【市】	(避難地・避難路等の整備等) ○ 津波到達までに時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として、人工高台（津波避難マウンド）を整備する。 <u>併せて、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する。【市】</u>	土地利用の方針として、改定版田原市都市計画マスタープラン及び策定予定の田原市津波防災地域づくり推進計画に記載されることとなったため追加
55		(津波避難施設の整備) ○ 南海トラフ地震被害予測調査では、遠州灘………人工高台（避難マウンド）の整備が必要である。	(津波避難施設の整備等) ○ 南海トラフ地震被害予測調査では、遠州灘………人工高台（避難マウンド）の整備が必要である。 <u>併せて、長期的な視点による緩やかな移転誘導の方策を検討する必要がある。</u>	同上